

通達甲（交．執．行）第6号  
平成6年4月13日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

過積載に係る再発防止命令事務処理要綱の制定について

〔沿革〕平成7年1月通達甲（副監．総．企．管）第1号

13年11月同（副監．総．情．企1）第28号改正

このたび、別添のとおり、過積載に係る再発防止命令事務処理要綱を制定し、平成6年5月10日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、制定の趣旨及び要点は、次のとおりである。

#### 記

#### 第1 制定の趣旨

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部が改正され、過積載に係る再発防止命令の規定が新設されたことにより、これに関する事務処理の適正を図るため、新たに要綱を制定したものである。

#### 第2 制定の要点

- 1 警視庁本部における再発防止命令に関する事務を主管する所属を交通執行課とするとともに、同課及び警察署等における過積載に係る再発防止命令事務の取扱責任者及び事務担当者の指定区分及び任務について定めた。
- 2 過積載車両を取り扱った警察署等及び交通執行課の事務処理要領について定めた。
- 3 再発防止命令の執行は、原則として荷主、荷受人等の事業所の所在地を管轄する警察署長が行うこととした。

#### 別添

過積載車両に係る再発防止命令事務処理要綱

#### 第1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第58条の5に基づき、警察署長が過積載車両に関与する荷主や荷受人等が過積載をして車両を運転することを要求する行為又は過積載となることを知りながら積載物を当該車両に積載させるため売り渡し、若しくは引き渡す行為等をしてはならない旨を命令する場合の事務の迅速かつ適正な処理を図ることを目的とする。

#### 第2 準拠

過積載に係る再発防止命令に関する行政処分を取扱いについては、法、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「施行規則」という。）、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号）等に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第 3 用語の意義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 再発防止命令 法第 58 条の 5 第 2 項に規定する警察署長の命令をいう。
- 2 過積載車両 車両の積載物の重量が法第 57 条第 1 項の制限に係る重量（同条第 3 項の規定による許可に係る過積載物については、当該許可に係る重量）を超える場合における当該積載をしている車両をいう。
- 3 荷主等 法第 58 条の 5 第 1 項に規定する過積載運転を要求する行為をし、又は過積載になることを知りながら積載物を売り渡し、若しくは引き渡す行為をした荷主、荷送人、荷受人等をいう。
- 4 過積載管理業務 警視庁情報管理システムにより、過積載運転行為、過積載車両、当該車両の使用人等のデータを登録し、迅速かつ効率的に事案の処理及び使用人責任等の追及を行うための管理業務をいう。
- 5 警察署長等 警察署、交通捜査課、交通機動隊及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）の所属長をいう。

### 第 4 取扱責任者等の指定及び任務

交通執行課長及び警察署長は、次表により取扱責任者及び事務担当者を指定し、再発防止命令に関する事務（以下「命令事務」という。）の適正を期するものとする。

#### 1 取扱責任者

指定区分		任務
交通執行課	本部取扱責任者	命令事務を担当する警部以上の階級にある者 命令事務の処理について全般的な指揮にあたる。
警察署等	取扱責任者	交通を担当する者のうち、警部（島部警察署は、警部補）以上の階級にあるもの 警察署等における命令事務の処理について全般的な指導にあたる。

#### 2 事務担当者

指定区分	任務
------	----

交通執行課	本部事務担当者	命令事務に従事する警部補以上の階級にある者	<p>本部取扱責任者を補佐し、次の命令事務を処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 再発防止命令に係る過積載管理業務に関すること。</li> <li>2 警察署長等から送付された再発防止命令該当事案（以下「命令事案」という。）に係る書類の受理及び審査並びに荷主等の事業所の所在地を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）への書類の送付に関すること。</li> <li>3 再発防止命令の執行報告の受理に関すること。</li> <li>4 弁明の機会の付与に関する諸手続に関すること。</li> <li>5 道府県警察に係る命令事案の送付及び受理並びに再発防止命令の執行依頼及び執行依頼の受理に関すること。</li> <li>6 不服申立てに関すること。</li> <li>7 その他再発防止命令に関すること。</li> </ol>
警察署等	事務担当者	交通を担当する者のうち、警部補（島部警察署は、巡査部長）以上の階級にあるもの	<p>取扱責任者を補佐し、次の命令事務を処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 再発防止命令に係る過積載管理業務に関すること。</li> <li>2 命令事案の端緒入手に関する書類の送付及び受理に関すること。</li> <li>3 再発防止命令に係る対象者及び関係者の調査に関すること。</li> <li>4 再発防止命令の執行及び本部報告に関すること。</li> <li>5 再発防止命令の執行に関する書類の保管管理に関すること。</li> <li>6 不服申立てに関すること。</li> <li>7 その他再発防止命令に関すること。</li> </ol>

## 第5 過積載車両取扱時の措置

- 1 警察官は、過積載車両を取り扱った際に命令事案と認められた場合は、当該過積載車両の運転者、同乗者及び関係者（以下「運転者等」という。）から事情聴取を行い、協力が得られるときは供述調書又は 別記様式第1 の「事情聴取書」を作成するとともに、命令事案を証明することができる関係資料の収集に努めるものとする。
- 2 前1の場合において、警察官は、次の書類を作成し、取扱責任者を經由して警察署長等に報告するものとする。
  - (1) 反則切符又は交通切符の事件原票の写し
  - (2) 通行指示・応急措置報告書
  - (3) 供述調書又は事情聴取書
  - (4) 別記様式第2 の「調査報告書」
  - (5) 重量測定結果記録書の写し
  - (6) 自認書、上申書その他の書面及び関係資料の写し

- 3 報告を受けた警察署長等（以下「取扱警察署長等」という。）は、別記様式第3の「過積載要求等行為容疑事案報告書（認知）」に前2の書類の正本を添付して交通部長（交通執行課車両行政処分第二係経由。以下同じ。）に速やかに報告するものとする。
- 4 警察署長等は、命令事案の認知に関する事項を過積載管理業務に登録するものとする。
- 5 警察署長等は、命令事案の内容を 別記様式第4の「再発防止命令取扱台帳」（以下「取扱台帳」という。）に登載し、処理状況を明らかにしておくものとする。

## 第6 命令事案の処理

### 1 交通執行課の処理

- (1) 交通執行課長は、警察署長等又は道府県警察から命令事案の関係書類の送付を受けた場合は、関係書類の点検を行い、その都度、別記様式第5の「再発防止命令管理台帳」（以下「管理台帳」という。）に登載し、処理状況を明らかにしておくものとする。
- (2) 交通執行課長は、送付を受けた事案について審査を行い、命令事案と認められる場合は、別記様式第6の「過積載要求等行為容疑事案調査依頼書」に前第5の2の関係書類の正本を添付して管轄警察署長に通知するものとする。この場合において、命令事案の荷主等の所在地が道府県警察の管内であるときは、別記様式第7の「過積載要求等行為容疑事案通報書」に関係書類の正本を添付して通報するものとする。

### 2 荷主等の事業所の所在地等を管轄する警察署の処理

- (1) 前1の(2)の通知を受けた管轄警察署長は、取扱台帳に登載し、処理状況を明らかにしておくものとする。
- (2) 管轄警察署長は、命令に係る荷主等及び関係者について必要な調査を行い、これらの者からの事情聴取書又は供述調書の作成に努めるとともに、必要とする資料の提出を求めるものとする。
- (3) 管轄警察署長は、前(2)で調査した結果を過積載要求等行為容疑事案報告書（調査）に関係書類を添付して、交通部長に報告するものとする。

## 第7 再発防止命令の執行

- 1 交通執行課長は、前第6の2の(3)により過積載要求等行為容疑事案報告書（調査）等の送付を受けた場合は、管轄警察署長と緊密に連絡を行い、命令事案と認める場合は、再発防止命令の執行に必要な書類を管轄警察署長に送付するものとする。
- 2 管轄警察署長は、再発防止命令の対象者が貨物運送取扱事業法の規定による貨物運送取扱事業者である場合は、別記様式第8の「再発防止命令に関する連絡書」により、あらかじめ関東運輸局長（東京陸運支局経由）に通知するものとする。
- 3 管轄警察署長は、前記1の送付を受理した場合は、弁明の機会を付与した後、再発防止命令を受ける者に対して命令期間を1年間として定め、施行規則別記様式第4の3の「再発防止命令書」を交付して、再発防止命令を執行するものとする。

- 4 管轄警察署長は、再発防止命令を執行した場合において、当該命令を受けた者が事業所等の従事者であるときは、当該事業所等の代表者に対して速やかに 別記様式第9 の「再発防止命令執行通知書」により併せて通知するものとする。
- 5 管轄警察署長は、再発防止命令を執行した場合は、 別記様式第10 の「再発防止命令執行報告書」に当該命令に係る書類を添付して交通部長に報告するものとする。
- 6 管轄警察署長は、再発防止命令の執行ができなかった場合は、 別記様式第11 の「再発防止命令執行不能報告書」に關係資料を添付して交通部長に報告するものとする。
- 7 管轄警察署長は、再発防止命令の処理結果を取扱台帳に記載しておくものとする。
- 8 交通執行課長は、命令事案の処理結果について管理台帳に記載するとともに、過積載管理業務に登録するものとする。
- 9 交通執行課長は、取扱警察署長等及び管轄警察署長に対して、命令事案の処理結果を通知するものとする。

この場合、過積載車両を取り扱った警察署等（以下「取扱警察署等」という。）又は荷主等の所在地を管轄する警察署が当庁の場合は 別記様式第12 の「再発防止命令事案処理結果通知書」により、取扱警察署等が道府県警察の場合は 別記様式第13 の「再発防止命令事案処理結果通報書」により、それぞれ通知するものとする。

- 10 交通執行課長は、前第6の2の(3)により受理した命令事案が、再発防止命令の後1年以内の要求等行為であることが判明した場合は、前9により併せて通知するものとする。

## 第8 関係書類の保存期間

再発防止命令に係る書類の保存期間は、5年間とする。

## 第9 留意事項

- 1 警察官は、過積載車両を取り扱ったときは、過積載車両の運転者等の言動、当該過積載に係る出荷伝票その他命令事案の端緒となる資料の入手に積極的に努めるものとする。
- 2 交通執行課長、情報管理課長及び警察署長等は相互に緊密な連携を保ち、命令事務が適正かつ効果的に推進されるよう努めるものとする。
- 3 交通執行課長及び管轄警察署長は、事後の再発防止命令違反の検挙、不服申立て等に備え、再発防止命令を執行した事案に関する関係書類の適正な保管管理に努めるものとする。